

# 宮城県離島航路事業経営安定資金貸付制度要綱

## (目的)

第1 この要綱は、離島航路事業を営む者（以下「離島航路事業者」という。）が当該事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営の安定に資することを目的とする。

## (貸付け)

第2 知事は、離島航路事業の経営安定に要する資金を予算の範囲内において、この要綱の定めるところにより、離島航路事業者に融資を行うものとする。

## (貸付対象航路等)

第3 貸付けの対象は、民間の離島航路事業者（第三セクターを含む。）で、かつ、本制度の融資を受けることにより経営の安定を図れる見通しのある次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域に係る航路であること。
- (2) 本土と前号の地域又は前号の地域相互間を連絡する航路であり、かつ、他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便であること。
- (3) 当該航路が陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有すること。
- (4) 当該航路において関係住民のほか、郵便物、生活必需品又は主要物資等を輸送していること。
- (5) 当該航路に係る整備計画が当該航路の維持及び改善を図るため適切なものであって、その実施が確実であり、かつ、当該航路の運航計画、運賃及び料金が当該整備計画に適合していると認められるものであること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）第35条の規定に基づく生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定された離島航路確保維持改善計画を含む。）の認定を受けていること。

## (貸付金の額)

第4 経営安定資金の貸付限度額は、当該年度の欠損見込額の70%以内で、知事が必要と認める額とする。ただし、特殊な事情がある場合等はこの限りでない。

(貸付金の利子)

第5 経営安定資金の貸付利率は、無利子とする。

(貸付の申請)

第6 経営安定資金の貸付けを受けようとする離島航路事業者は、知事に対し次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(1) 宮城県離島航路事業経営安定資金貸付申請書(別記様式第1号)

(2) 当該年度の欠損見込額とその根拠

(貸付けの決定)

第7 知事は、離島航路事業者から貸付けの申請を受けた場合は、その内容を審査し、貸付けを適当と認めるときは、貸付けを決定し、別記様式第2号により申請者にその旨を通知するものとする。

(経営安定資金貸借契約の締結)

第8 知事は、貸付け決定の通知を受けた離島航路事業者と別途契約を締結する。

(借入確認書の提出)

第9 離島航路事業者は、貸付金の交付を受けた日から起算して7日以内に借入確認書(別記様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(償還)

第10 離島航路事業者は、貸付金の交付を受けた年度の3月末日までに、借入金を知事に償還しなければならない。

(貸付金の流用禁止)

第11 離島航路事業者は、貸付金をその目的以外の用途に使用してはならない。

(貸付金専用の口座の開設)

第12 離島航路事業者は、貸付金専用の口座を設け、資金の支出入を明確に区別する義務を負う。

(報告)

第13 離島航路事業者は、経営安定資金の使途について、専用口座の通帳の写しとその内訳書を添えて、貸付けを受けた年度の翌年度の4月20日までに、別記様式第4号により知事に報告しなければならない。

(経営安定資金借入によって生じる利子)

第14 離島航路事業者は、経営安定資金借入によって生じる利子収入を、それぞれ当該事業年度の雑収入に繰り入れるものとする。

(貸付けの停止及び返還)

第15 知事は、離島航路事業者がこの要綱を遵守しない場合、貸付けすべき額の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した貸付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(調査)

第16 知事は、必要があると認めたときは、職員をして離島航路事業者について調査させることができる。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、この制度の運用について必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年7月17日から施行し、平成8年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年3月20日から施行し、平成14年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月16日から施行し、平成24年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月27日から施行し、令和元年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金にかかる予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。